

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6 月 28 日

松山市長 野志 克仁 様

提出者

住 所 愛媛県松山市安城寺町240番地1

氏 名 株式会社えひめ飲料 松山工場

工場長 宇野 健二

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 089-922-8770

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 えひめ飲料 松山工場
事業場の所在地	愛媛県 松山市 安城寺町 240番地1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年4月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	10 清涼飲料水製造業
② 事業の規模	14.1億円
③ 従業員数	72名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「製造工程・産業廃棄物発生工程に関するフローシート」のとおり

(日本工業規格 A列4番) 松(廃)号



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「産業廃棄物に係る管理体制及び管理組織図」のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙1の通り		
	産業廃棄物の種類	活性汚泥	
	排 出 量	667.31 t	t
	（これまでに実施した取組） 排水処理工程で発生する活性汚泥の中間処理（脱水）を効率的に行い減量化に努めた。		
② 計画	【目標】別紙2の通り		
	産業廃棄物の種類	活性汚泥	
	排 出 量	683.32 t	t
	（今後実施する予定の取組） 活性汚泥の中間処理（脱水）を効率的に行い減量化を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラスチック類、金属くず、紙くず等を分別し有価物として売却。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラスチック類、金属くず、紙くず等を分別し有価物として売却。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ（搾汁粕）	動植物性残さ（陳皮）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	1498.0 t	89.65 t
	（これまでに実施した取組） 柑橘搾汁粕を脱水して飼料を製造。また柑橘搾汁粕の一部を乾燥し、陳皮製品を製造。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ（搾汁粕）	動植物性残さ（陳皮）
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1533.95 t	91.80 t
	（今後実施する予定の取組） 柑橘搾汁粕を脱水して飼料を製造。また柑橘搾汁粕を乾燥し、陳皮製品を製造。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙1の通り		
	産業廃棄物の種類	活性汚泥	動植物性残さ
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	4691.69 t	2597.25 t
	（これまでに実施した取組） 排水処理工程で発生する活性汚泥の脱水、搾汁工程で発生する搾汁粕の脱水及び乾燥等の中間処理を行い減量化を図った。		
② 計画	【目標】 別紙2の通り		
	産業廃棄物の種類	活性汚泥	動植物性残さ
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	4803.58 t	2659.54 t
	（今後実施する予定の取組） 排水処理工程、搾汁工程で中間処理を効率的に行い減量化を図る。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（　　—　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) —		
② 計画	【目標】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙1の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	817.15 t	0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	787.070 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 発生した産業廃棄物の分別および中間処理を徹底し、処理委託量の削減を図った。		

② 計画	【目標】別紙2の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	837.08 t	0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	805.98 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 発生した廃棄物の分別および中間処理を徹底し、処理委託量の削減を図る。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和5年度の産業廃棄物発生量(実績)

(単位 : t)

産業廃棄物の種類	項目	⑤産業廃棄物の処理の委託に関する事項										
		①産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	②自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	③自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		④自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	全処理委託量					
				産業廃棄物の排出量	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	優良認定処理業者への委託量	再生利用業者への委託量	認定熱回収業者への委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
汚泥		5362.51				4691.69		670.82		670.82		
木くず		3.85						3.85		3.85		
廃プラスチック		26.32						26.32				
植物性残さ		4290.24	1587.65		2597.25			105.34		105.34		
ガラスくず		7.06						7.06		7.06		
がれき		3.74						3.74				
廃電池類		0.02						0.02				
廃油		0.00						0.00				
引火性廃油		0.00						0.00				
廃酸		0.00						0.00				
		9693.74	1587.65		7288.94			817.15		787.07		

製造工程・産業廃棄物発生工程に関するフローシート

2012.04.01

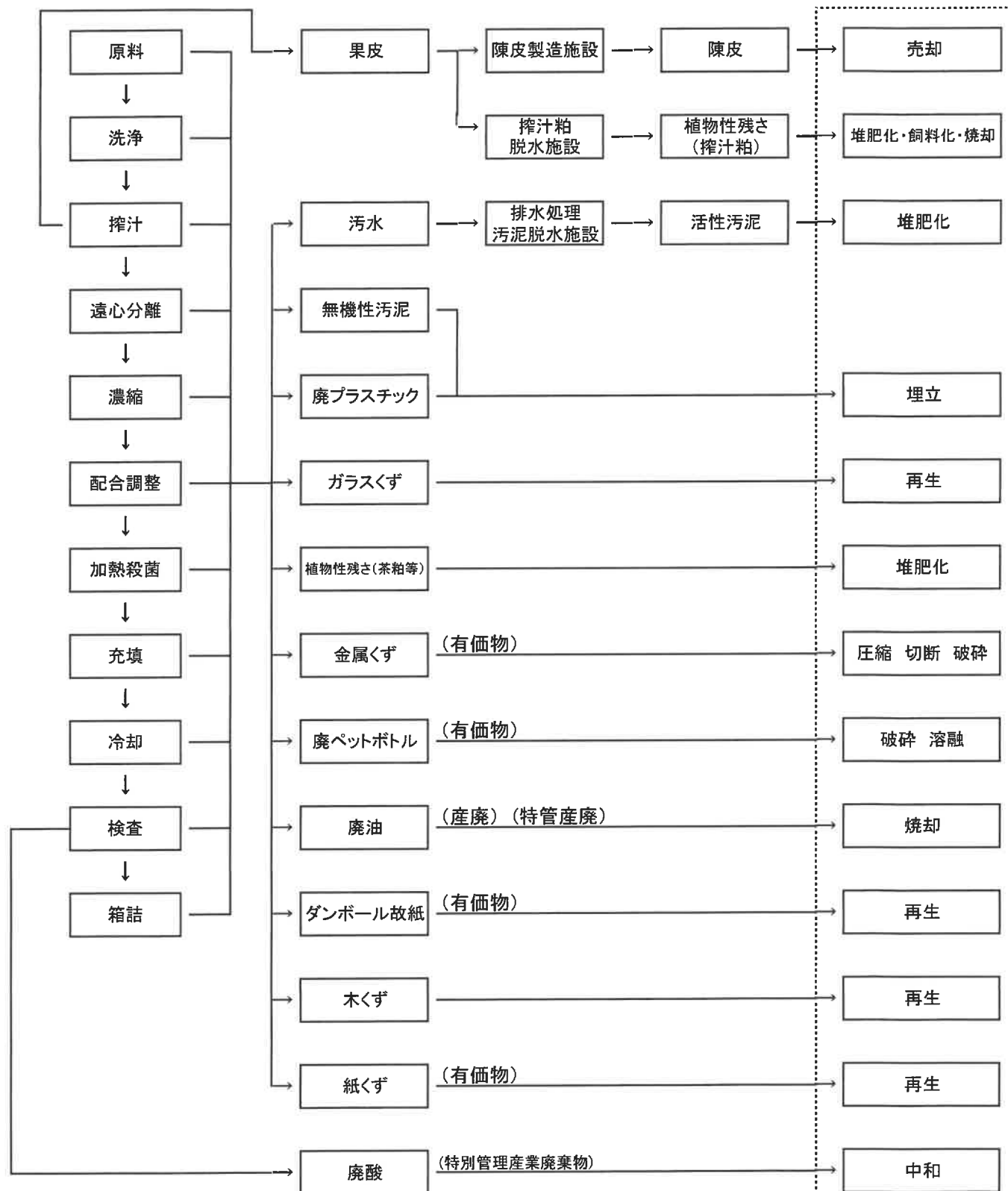
〔ジュース製造工程〕

〔発生源・廃棄物〕

〔自己中間処理施設〕

〔中間処理残さ〕

〔処理・処分〕



産業廃棄物の種類別発生・処理状況と委託業者名

令和6年度

1. 収集運搬業者

株式会社えひめ飲料 松山工場

産業廃棄物の種類			業者名	許可有効期限	許可の内容		
					許可者	事業範囲	許可番号
a	ガラスくず	蛍光管	金城産業㈱	令和10年8月30日	松山市長	収集・運搬	08910006994
		廃ガラス	愛媛県環境開発センター㈱	令和10年11月9日	愛媛県知事	収集・運搬	03802011073
b	廃プラスチック類	合成樹脂系くず	愛媛県環境開発センター㈱	令和10年11月9日	愛媛県知事	収集・運搬	03802011073
		フィルム付合成紙	愛媛県環境開発センター㈱	令和10年11月9日	愛媛県知事	収集・運搬	03802011073
c	汚泥	有機性・活性汚泥	愛媛県環境開発センター㈱	令和10年11月9日	愛媛県知事	収集・運搬	03802011073
		排水汚泥	㈱みずほ工業	令和11年2月28日	愛媛県知事	収集・運搬	03812014489
		果皮処理廃液	㈱千照運輸	令和11年4月27日	愛媛県知事	収集・運搬	03812004865
d	植物性残さ	搾汁粕	㈱ロイヤルアイゼン	令和6年8月24日	松山市長	収集・運搬	08910101617
			愛媛県環境開発センター㈱	令和10年11月9日	愛媛県知事	収集・運搬	03802011073
			㈱千照運輸	令和11年4月27日	愛媛県知事	収集・運搬	03812004865
			オオノ開発㈱	令和10年10月23日	松山市長	収集・運搬	08910000875
e	燃え殻	廃乾電池	金城産業㈱	令和10年8月30日	松山市長	収集・運搬	08910006994
f	廃酸	クロム酸廃液(特管)	㈱イージーエス	令和11年5月27日	愛媛県知事	収集・運搬	03860003515
g	廃油	灯油類(特管)	㈱イージーエス	令和11年5月27日	愛媛県知事	収集・運搬	03860003515
		廃油	㈱イージーエス	令和12年5月9日	愛媛県知事	収集・運搬	03810003515
h	がれき類	コンクリート片他	愛媛県環境開発センター㈱	令和10年11月9日	愛媛県知事	収集・運搬	03802011073
i	木くず	剪定くず	愛媛県環境開発センター㈱	令和10年11月9日	愛媛県知事	収集・運搬	03802011073
		廃棄パレット	㈱今治加工	令和8年7月8日	愛媛県知事	収集・運搬	03810078118
			㈱今治加工		松山市長	収集・運搬	R6.3.19付付 許可申請書受領済

2. 中間処理・最終処分・再生業者

産業廃棄物の種類			業者名	許可有効期限	許可の内容		
					許可者	事業範囲	許可番号
a	ガラスくず	廃ガラス	南海産業㈱	令和8年8月13日	松山市長	ガラスくず再生	08920020097
b	廃プラスチック類	合成樹脂系くず	愛媛県環境開発センター㈱	令和10年11月9日	松山市長	最終(埋立)	08940011073
		フィルム付合成紙	㈱松山パーク	令和8年4月22日	松山市長	焼却	08920000430
c	汚泥	有機性・活性汚泥	愛媛県環境開発センター㈱	令和10年11月9日	松山市長	醗酵(堆肥)	08940011073
			㈱エバーリーン	令和10年8月23日	愛媛県知事	醗酵(堆肥)	03823007795
		排水汚泥	㈱西田興産	令和9年9月29日	愛媛県知事	最終(埋立)	03843000571
		果皮処理廃液	オオノ開発㈱	令和9年10月23日	愛媛県知事	埋立	03842000875
		汚泥(特管)	光和精鉱㈱	令和7年6月24日	北九州市長	焼却	第7670003555号
d	植物性残さ	搾汁粕	㈱ロイヤルアイゼン	令和10年1月15日	松山市長	醗酵(堆肥)	08920101617
			愛媛県環境開発センター㈱	令和10年11月9日	松山市長	醗酵(堆肥)	08940011073
			オオノ開発㈱	令和9年10月23日	愛媛県知事	熱回収	03842000875
e	燃え殻	廃乾電池	㈱ジェイ・リライツ	令和12年10月2日	北九州市長	破碎	第7620080147号
f	廃酸	クロム酸廃液	㈱イージーエス	令和11年6月9日	愛媛県知事	凝集沈殿・中和	03870003515
g	廃油	灯油類(特管)	㈱イージーエス	令和11年6月9日	愛媛県知事	焼却	03870003515
		廃油	㈱イージーエス	令和12年5月9日	愛媛県知事	焼却	03820003515
		廃油(特管)	光和精鉱㈱	令和7年6月24日	北九州市長	焼却	第7620003555号
h	がれき類	コンクリート片他	愛媛県環境開発センター㈱	令和10年11月9日	松山市長	埋立	08940011073
i	木くず	剪定くず	愛媛県環境開発センター㈱	令和10年11月9日	松山市長	堆肥化	08940011073
		廃棄パレット	㈱今治加工	令和8年7月1日	愛媛県知事	破碎	03820078118

3. 処理方法

産業廃棄物の種類			発生源	性状	委託処分方法		
					再生	中間処理	最終処分
a	ガラスくず	廃ガラス	ガラスビン製品製造工程	・原形	再生	破碎	
			香料,試薬空ビン	・原形	再生	破碎	
b	廃プラスチック類	合成樹脂系くず	容器・包材くず	・原形			埋立
		フィルム付合成紙	包材くず	・原形		焼却	埋立
c	汚泥	有機性・活性汚泥	排水処理工程	・泥状	堆肥		
		排水汚泥	排水処理工程	・泥状			管理型埋立
		果皮処理廃液	果皮処理工程	・泥状			管理型埋立
d	植物性残さ	搾汁粕	みかん・中晩柑類搾汁工程	・原型	堆肥・飼料		
				・原型	熱回収		
e	燃え殻	廃乾電池	乾電池	・原形		破碎	埋立
f	廃酸	クロム酸廃液(特管)	製品分析工程	・液状		中和	管理型埋立
g	廃油	廃油	機械潤滑油	・液状		焼却	
		灯油類(特管)	洗浄廃液	・液状		焼却	
h	がれき類	コンクリート片	工作工程	・原形			埋立
i	木くず	廃棄パレット	容器・包材くず	・原形	再生	破碎	

1. 組織の概要

名 称	株式会社 えひめ飲料
株 主	全国農業協同組合連合会
資本金	67 億 5000 万円
社員数	265 名
売上高	令和 6 年度計画 234 億円

2. 当該事業所の概要

名 称	株式会社 えひめ飲料 松山工場
社員数	正社員 29 名（男子 24 名、女子 5 名） 臨時 29 名 58 名
製造数量	令和 6 年度計画 453 千 C / S

3. 製造工程、産業廃棄物発生工程に関するフローシート
(別添)

4. 工場配置図及び廃棄物置場略図
(別添)

5. 産業廃棄物の処理に係る管理体制及び管理組織図
(別添)

6. 産業廃棄物の処理に係る管理体制

目標の設定 令和 6 年度計画書に目標を設定する。

具体的な取組 合成樹脂系くずの埋立量減少を図る。

パレット・紙容器を再生利用し抑制に努める。

活性汚泥・搾汁粕の効率的な脱水により発生量の抑制に努める。

7. 産業廃棄物の分別に関する事項

分別に係る施設の設置状況

産業廃棄物の種類ごとに産業廃棄物置場を設置して分別の徹底に努める。

8. 産業廃棄物に対する社員教育に関する事項

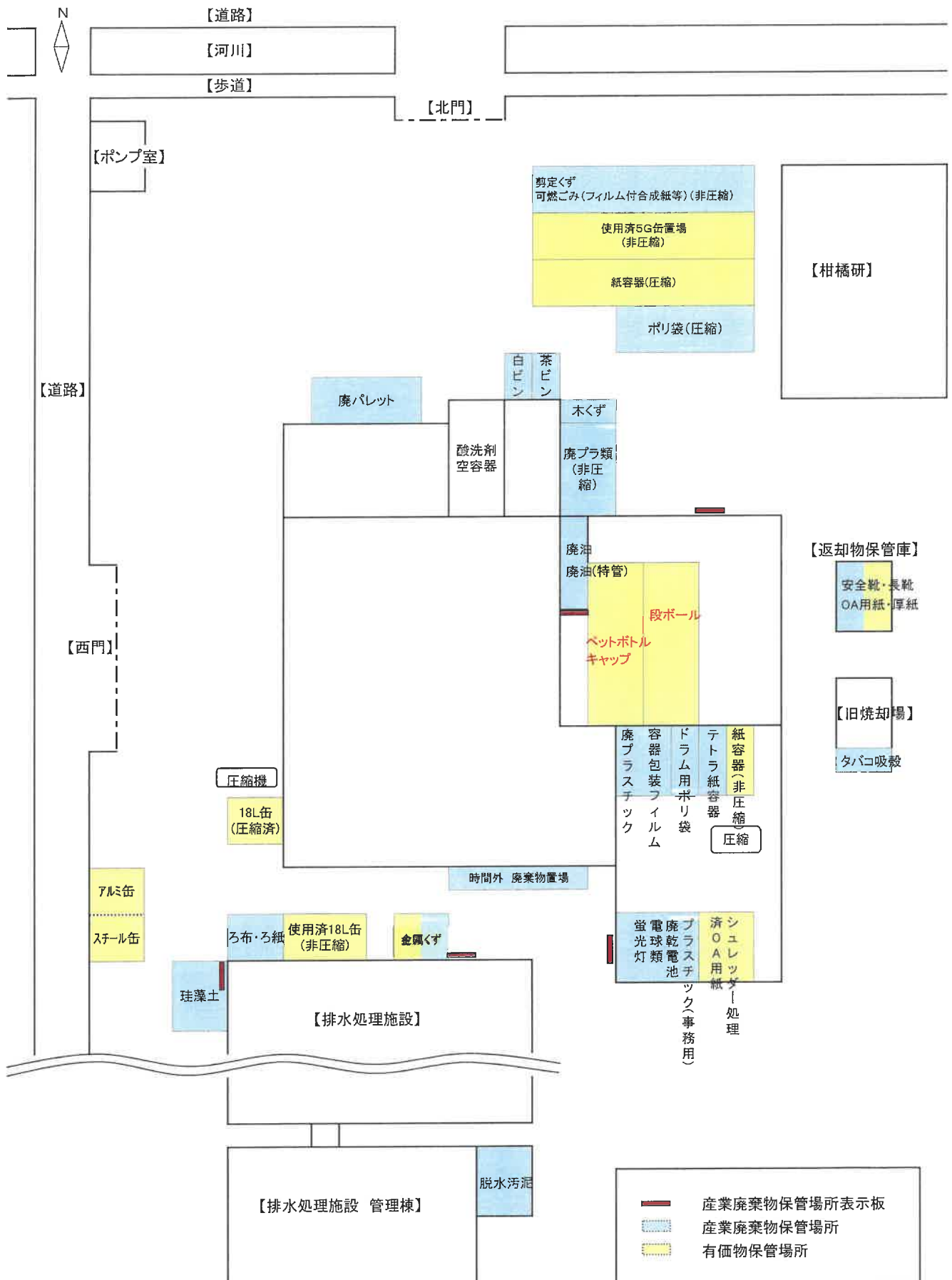
(1) パトロール等による指導

(2) 環境管理委員会による社員教育の実施

以上

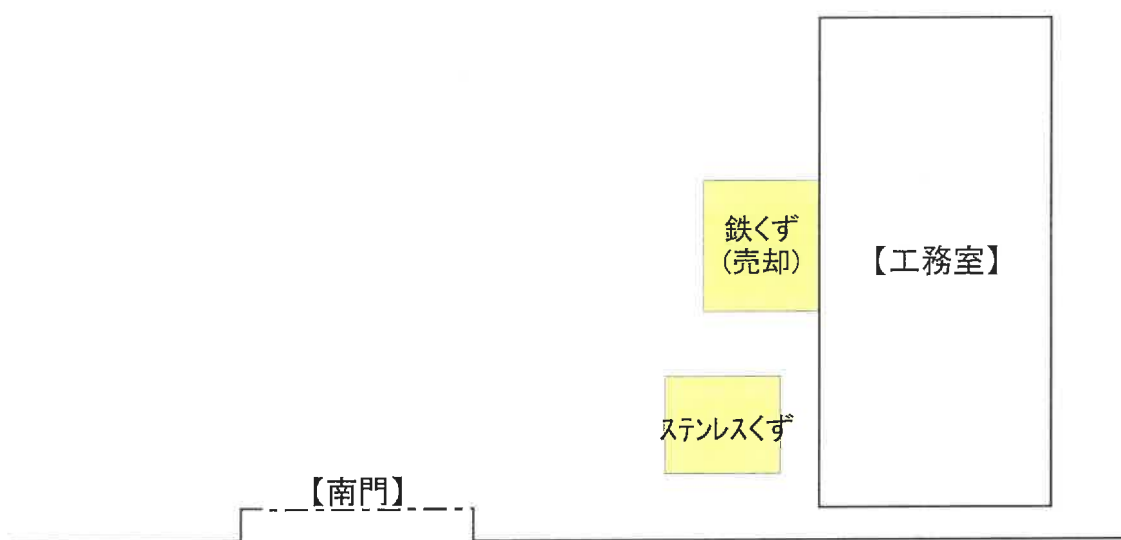
廃棄物保管場所（第3工場）

改訂者: 松浦 義幸
改訂日: 2022.06.14



改訂者 : 松浦 義幸
改訂日 : 2021.06.16

廃棄物保管場所（工務室）



廃棄物保管場所（薬品庫）

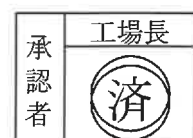
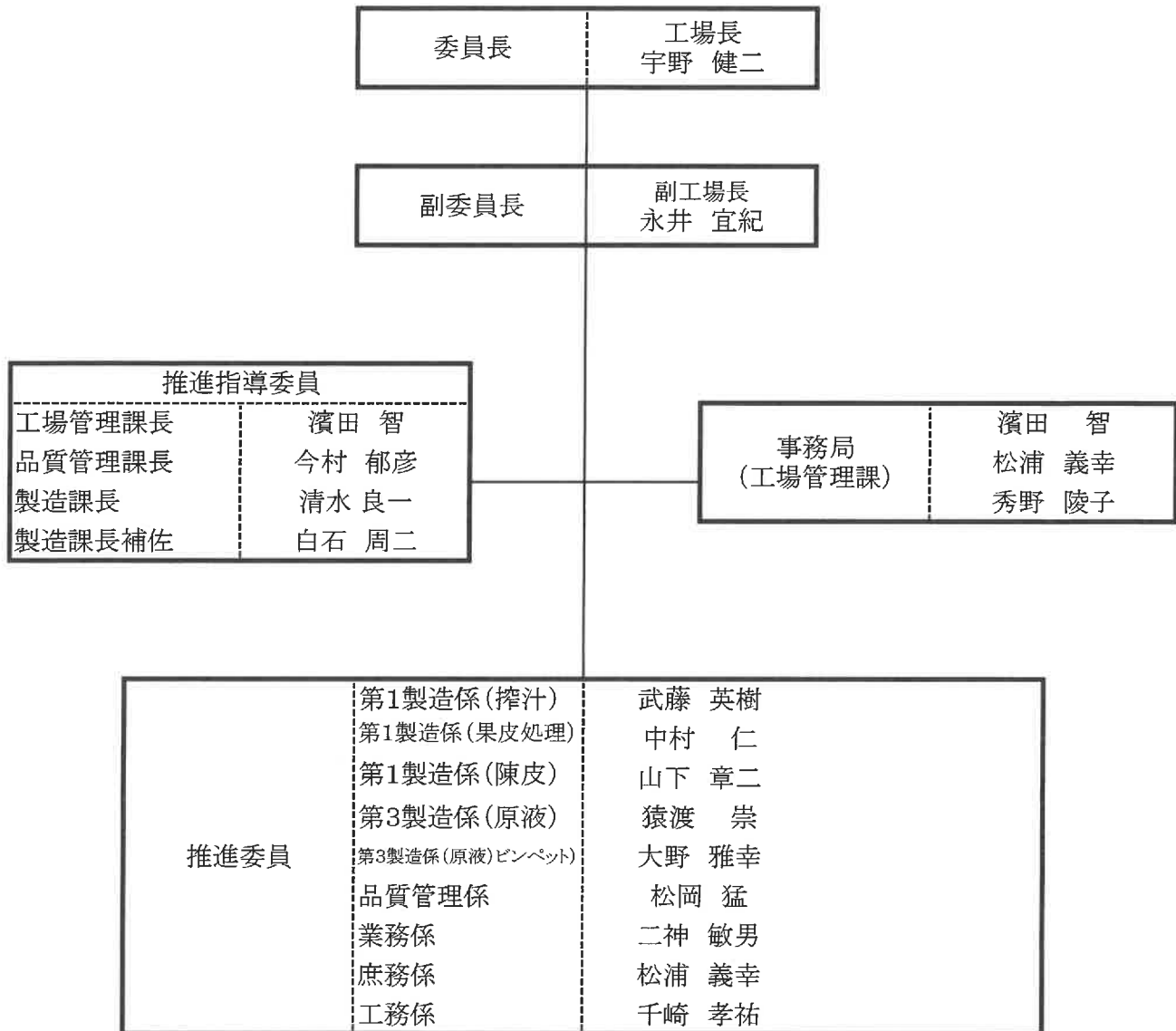


産業廃棄物保管場所
有価物保管場所

令和6年度 環境管理委員会組織図

作成日 令和6年4月1日

環境管理委員会事務局



株式会社 えひめ飲料 松山工場			
文書名	廃棄物管理規定	改訂番号	7
発行日	2017.4.1	ページ	1/5

廃 棄 物 管 理 規 定

作成	確認	承認
済	済	済

株式会社 えひめ飲料 松山工場

印刷物は非管理扱いとする

株式会社 えひめ飲料 松山工場			
文書名	廃棄物管理規定	改訂番号	7
発行日	2017.4.1	ページ	2/5

第1条 目的

この細則は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）及び関係法令を遵守し、松山工場から発生する廃棄物の発生を抑制するとともに、発生した廃棄物を適正に処理し、減量化及び再生利用を図ることにより、廃棄物を計画的に管理運営し、社会環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2条 管理体制と適用

この細則は、事業活動に伴って生ずる廃棄物の発生から処分完了まで、廃棄物の管理全般に適用する。

- (1) 工場内の各部署と協力して目的の達成を図り、廃棄物処理に対応するための横断的組織として「松山工場環境管理委員会」を編成する。
- (2) 同委員会の組織、運営は「環境管理委員会規約」に定める。

第3条 管理組織と役割

法第12条第4項により次の責任者を定める。

- (1) 廃棄物処理統括責任者は、工場長とする。
廃棄物処理統括責任者は、廃棄物処理方針を策定し、処理に関する統括管理を行う。
- (2) 廃棄物処理責任者は、工場管理課長とする。
- (3) 廃棄物管理担当課長は、工場管理課長とする。
廃棄物の発生の抑制及び減量化・再生利用並びに適正処理について管理状況の把握と改善策を検討する。また、次の業務の遂行を行う。
 - ①関係法令等で定められている計画、届出、報告書等を作成し、松山市長に提出する。
 - ②処理業者・再生業者の調査、選定及び管理を行い委託契約に関する業務を行う。
 - ③従業員、関連会社に対する教育・啓発を行う。
 - ④各係に廃棄物担当者を置く。廃棄物担当者は原則として係長とする。
廃棄物担当者は、当該廃棄物の分別、保管の責任を持ち、常に職場環境の保全に努めるとともに、減量化・再生利用を図るよう部下の教育指導にあたる。

第4条 定義

この細則における、廃棄物は次をいう。なお、詳細は「廃棄物分別一覧表」による。
汚泥、動植物性残さ、廃プラスチック類、ばいじん、金属くず、ガラスくず
フィルム付合成紙、廃酸、紙くず、木くず、廃油、PCB 汚染物、不適合製品、等。

印刷物は非管理扱いとする

株式会社 えひめ飲料 松山工場			
文書名	廃棄物管理規定	改訂番号	7
発行日	2017.4.1	ページ	3/5

第5条 発生量の抑制

情報の収集及び調査研究に努め、生産技術の革新及び生産施設の改善等により、廃棄物の発生量の減少を図ることとする。

第6条 減量化対策

発生した廃棄物は、中間処理の徹底と資源化・再生利用技術の開発、排出形態の改善による資源化・再生利用の促進により減量化を進める。

第7条 保管・管理

廃棄物は、次により分類し、常に廃棄物処理施設及び廃棄物保管場所の機能を充分活用できるように努めるとともに、発生した廃棄物の減量化・資源化や処理が容易になるように、種類別、性状別に分類・保管の徹底を図る。

- (1) 廃棄物が2種類以上で構成されている場合は、極力分別する。
- (2) 廃棄物は、指定された施設で保管し、当該廃棄物が飛散、流出、地下への浸透及び悪臭が発散するおそれがないようにすること。

飛散、流出等のおそれがあるものは容器等に入れ、その防止を図る。

(3) 廃棄物保管場所の管理について

- ①各廃棄物置場には廃棄物名を表示し、廃棄物管理担当課長は廃棄物保管管理担当者を選任し日常管理を的確に行なわせる。
- ②産業廃棄物保管場所には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく表示を行うこと。
- ③多量に廃棄物を持ち込むときは、廃棄物保管管理担当者に事前に連絡する。
- ④廃棄物保管場所には、有害物質を含むものは持ち込まない。
- ⑤有害物質を含むものを廃棄しようとするときは、廃棄物名を明記して指定された場所に置く。
- ⑥廃棄物を保管場所に置く場合は、整理整頓を心掛ける。
- ⑦不適合製品等の廃棄処分は原則として自己処理とする。廃棄品は表示を確実にを行い外部流出を防止すること。また、製品液廃棄後のダンボール、容器等の包材は、再利用できないように圧縮等の処理を行った後、処分業者へ委託すること。

第8条 自己処理

排水処理工程で発生する活性汚泥の脱水、搾汁工程で発生する果皮の乾燥等の中間処理を行い減量化に努める。

印刷物は非管理扱いとする

株式会社 えひめ飲料 松山工場			
文書名	廃棄物管理規定	改訂番号	7
発行日	2017.4.1	ページ	4/5

第9条 委託処理

自己処理ができない廃棄物は、適正な業者に適正処理のための必要な情報を提供し、委託契約を締結したうえ処理を委託する。

- (1) 委託にあたっては、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ書面による契約を締結する。
- (2) 収集運搬委託業者および処分委託業者から、許可証の写しの提出を求め保管する。
これらの許可証の写しは契約および許可更新時に必ず提出を求める。
- (3) 委託業者に対する廃棄物の処理または売却等の依頼は廃棄物管理担当課長が行い、引渡しにおいても委託した業者であることを確認する。

第10条 処理伝票

- (1) 廃棄物の処理にあたっては、産業廃棄物のマニフェストを使用する。
- (2) 廃棄物管理担当課長は、このマニフェストを管理するとともに、処理が適正に行なわれたかを確認し、これを5年間保管する。
- (3) 廃棄物管理担当課長は、委託した産業廃棄物が不適正に処理されたおそれがある場合は、収集運搬業者、または処分業者に対し確認するとともに必要な措置をとる。
- (4) マニフェストの交付・管理方法は「産業廃棄物のマニフェスト作業手順」に定める。

第11条 帳簿

- (1) 廃棄物（再生利用しているものも含む）の処理に関する業務を適切に管理し、処理状況の把握をする帳簿として廃棄物処理台帳を備え、以下の内容を記載する。

廃棄物の種類ごとの処理委託年月日

委託数量

収集運搬業者名

処分業者名

マニフェスト発行日および受領日

その他必要事項

- (2) 廃棄物処理台帳の保管は5年とする。

第12条 事故時の措置

廃棄物が飛散、流出若しくは地下に浸透したとき、またはそのおそれが生じた場合は直ちにその事故及び廃棄物の飛散、流出等についての応急処置を講じ、復旧に努めるとともに、その状況を遅滞なく廃棄物処理統括責任者を経て、松山市長及び関係機関に報告する。

印刷物は非管理扱いとする

株式会社 えひめ飲料 松山工場			
文書名	廃棄物管理規定	改訂番号	7
発行日	2017.4.1	ページ	5/5

附則

1. この規定は、1998 年 2 月 20 日に制定する。【改訂定号 0】
2. この規定は、2000 年 6 月 1 日に改訂する。【改訂番号 1】
3. この気鋭は、2001 年 8 月 1 日に改訂する。【改訂番号 2】
4. この規定は、2003 年 4 月 1 日に改訂する。(改定条文：第 8 条削除)
【改訂番号 3】
- 5., この規定は、2006 年 4 月 1 日に改訂する。(改定条文：第 4 条、第 7 条)
【改訂番号 4】
- 6, この規定は、2006 年 11 月 01 日に改訂する。(改定条文：第 3 条：第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条)【改訂番号 5】
- 7, この規定は、2007 年 1 月 22 日に改訂する。(改定条文：第 3 条、第 4 条、第 7 条、第 8 条、第 11 条)【改訂番号 6】
- 8, この規定は、2017 年 4 月 1 日に改訂する・(改定条文) 第 7 条、(3) ⑦を追加する。【改訂番号 7】